

図書館資料収集方針

1. 基本的事項

- (1) 市立図書館としての基本的性格を踏まえて、常に客観的な立場で、図書館法第3条第1項の規定に基づき、社会的にも生活的にも役に立つ基本的な資料のほか、生活が楽しめ、時代に合致した、一般的でわかりやすい、健全な内容のものを選択する。
- (2) 各分野別の蔵書のバランスが適正になるように調整を図るとともに、幅広く収集し、蔵書がいつも新鮮な状態を保つよう配慮する。
- (3) 同一ジャンル、同一主題のものについては、さまざまな角度から書かれ論評されたものは、さまざまな立場からのものを入れるようにする。(特に、思想、宗教、政治的な立場、相反する意見、学説など)
- (4) 各文学賞の受賞作品・ベストセラーは選択する。
- (5) 未所蔵本のリクエストについては選択する。
- (6) 最新情報でないと役に立たない実用書については、特に注意し、常に新しいものに入れ換える。
- (7) 副本の購入は、利用者の要求の状況により判断する。
- (8) 受験参考書、問題集は収集しない。
- (9) 大学生がレポートのためでしか使わない本、専門家、研究者向けの本は収集しない。
- (10) 寄贈図書の受け入れについても、前項の収集方針を適用する。

2. 郷土資料

- (1) 郷土地域に関係した文献資料はすべて郷土資料とする。
 - ・ 郷土出身者、郷土在住者の著作物
 - ・ 郷土で発行された官公庁及び団体等の刊行物
- (2) 収集の範囲は、善通寺市を中心として、香川県全域とする。
- (3) 郷土に関する資料は、原則として2冊収集し、1冊は貸出用とする。
- (4) 除籍は原則として行わない。

3. 参考図書

調査研究に必要な参考図書については原則として次の種類について収集する。

- (1) 辞典（ことばてん）
- (2) 事典（ことてん）
- (3) 便覧（ハンドブック）
- (4) 要覧
- (5) 年表
- (6) 地図
- (7) 目録
- (8) 法令集
- (9) スポーツのルール集
- (10) 統計書、人物録、専門用語集、図鑑、白書

4. 視聴覚資料

紙芝居、ビデオテープ、カセットテープ、点字図書

5. 新聞、雑誌、官報

6. 官公庁出版物

7. 逐次刊行物（年報、年鑑など）

8. 資料の収集方法

- (1) 現品による選書
- (2) 現品を見ないで選書する場合
 - ア. 図書館流通センターが毎週発行する「新刊案内」
 - イ. 新聞、雑誌の広告、書評
 - ウ. 日本図書館協会が発行する「日本の参考図書」（四季版）
 - エ. パンフレット、チラシ等

※ 選書にあたって参考とするもの

- ・ 毎週新聞発表されるベストセラー
- ・ 利用者からのリクエスト（購入希望）の多いもの